

**平成21年7月1日から
建築確認申請等の手数料が変わります。
また、道路の位置の指定等の申請手数料を新設します。**

1 建築物の確認・中間検査・完了検査申請等の手数料を次表のとおり改定します。

表1 建築確認申請等手数料（建築物）

（単位 円）

床面積の合計	建築確認・計画通知 （※1）	中間検査 中間工程終了通知	完了検査・完了通知	
			中間検査なし	中間検査あり
30㎡以内	10,000	15,000	16,000	15,000
30㎡超～100㎡以内	18,000	18,000	19,000	18,000
100㎡超～200㎡以内	28,000	23,000	25,000	24,000
200㎡超～500㎡以内	36,000	32,000	34,000	31,000
500㎡超～1,000㎡以内	66,000	52,000	58,000	55,000
1,000㎡超～2,000㎡以内	93,000	70,000	78,000	75,000
2,000㎡超～5,000㎡以内（※2）	160,000	100,000	120,000	110,000
5,000㎡超～10,000㎡以内（※2）	280,000	160,000	190,000	180,000
10,000㎡超～30,000㎡以内（※2）	370,000	210,000	240,000	230,000
30,000㎡超～50,000㎡以内（※2）	460,000	260,000	300,000	290,000
50,000㎡超～	900,000	530,000	610,000	600,000

※1 構造計算適合性判定がある場合は構造計算適合性判定手数料の額を加算した額になります。

建築確認・計画通知に係る床面積の合計に 対する手数料【表1（※1）】	+	構造計算適合性判定を要する構造計算1件毎の 手数料【表2（※5）】
---------------------------------------	---	--------------------------------------

※2 この範囲については、区分が変更になっていますのでご注意ください。

※3 この一覧表は、申請1件につき新築1棟の場合の手数料です。複数棟や増築等、計画変更確認申請の場合は手数料が異なります。

※4 増築やエキスパンションジョイントを設ける場合、申請床面積と構造計算適合性判定に係る対象床面積が異なる場合があります。

表2 構造計算適合性判定手数料（**今回、改定はありません。**）

床面積の合計	構造計算の方法	（※5）金額
1,000㎡以内	大臣認定プログラム	110,000
	大臣認定プログラム以外のもの	159,000
1,000㎡超～2,000㎡以内	大臣認定プログラム	137,000
	大臣認定プログラム以外のもの	212,000
2,000㎡超～10,000㎡以内	大臣認定プログラム	150,000
	大臣認定プログラム以外のもの	243,000
10,000㎡超～50,000㎡以内	大臣認定プログラム	190,000
	大臣認定プログラム以外のもの	321,000
50,000㎡超～	大臣認定プログラム	322,000
	大臣認定プログラム以外のもの	590,000

【裏面もご覧下さい】

2 建築設備及び工作物の確認・計画変更確認・中間検査・完了検査申請の手数を次表のとおり改定します。

表3 建築確認申請等手数料（建築設備・工作物等）

（単位 円）

	建築確認・計画通知		中間検査 中間工程終了通知	完了検査・完了通知	
		変更申請		中間検査なし	中間検査あり
建築設備	17,000	10,000	19,000	21,000	20,000
小荷物専用昇降機	8,000	5,000	13,000	13,000	13,000
工作物	15,000	9,000	14,000	15,000	

3 道路位置指定、変更申請又は一部廃止、廃止申請について、次表のとおり新たに手数料を定めました。

表4 道路の位置の指定等に係る手数料

（単位 円）

道路位置指定申請手数料の額	道路位置指定の変更又は一部廃止申請手数料の額	道路位置指定の廃止申請手数料の額
50,000	50,000	30,000

●建築確認申請手数料等に関するご相談・お問合せは、所管土木事務所へお願いします。

各土木事務所の連絡先

【横須賀土木事務所】〈逗子市、三浦市、葉山町〉

計画建築部建築指導課（電話：046-853-8800）

【平塚土木事務所】〈伊勢原市、大磯町、二宮町、寒川町〉

計画建築部建築指導課（電話：0463-22-2711）

【小田原土木事務所】〈箱根町、湯河原町、真鶴町〉

計画建築部まちづくり・建築指導課（電話：0465-34-4141）

【厚木土木事務所】〈愛川町、清川村〉

計画建築部建築指導課（電話：046-223-1711）

【厚木土木事務所 東部センター】〈海老名市、綾瀬市、座間市〉

まちづくり・建築指導課（電話：0467-79-2800）

【松田土木事務所】〈南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町〉

計画建築部まちづくり・建築指導課（電話：0465-83-0331）